

流山市農業委員会  
平成29年第5回  
総会議事録

平成29年5月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第5回総会議事録

1 期 日 平成29年5月25日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 12番 豊島 啓行  
13番 大作 榮

5 出席委員(14名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	7番 秋元 正
8番 山崎 日出男	9番 中村 彰男
10番 小嶋 悦子	11番 小倉 節子
12番 豊島 啓行	13番 大作 榮
14番 小林 常男	15番 水代 啓司

6 欠席委員(1名)

6番 石井 博

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘  
事 務 局 次 長 秋元 学  
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一

9 会議目次

- (1) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用).....1
- (2) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用).....6
- (3) 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について.....9
- (4) 議案第31号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び  
平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について.....12
- (5) 議案第32号 農地取得下限面積の修正の必要性について.....14
- (6) 報告第13号 転用許可に伴う工事完了の報告について.....16
- (7) 報告第14号 専決処理の報告について.....17

開会 午後3時00分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は15名中14名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、6番石井委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。12番豊島委員、13番大作委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。秋元次長。

秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から、議案第32号「農地取得下限面積の修正の必要性について」までの5議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」及び報告第14号「専決処理の報告について」の2項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第28号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成29年5月25日提出

議案の1番の権利者は、柏市松葉町にお住いの方です。申請がありました土地は、

流山市西深井の畑1筆、転用面積は427平方メートルです。申請事由ですが、権利者は、現在、通いながら高齢の父親の介護をしていますが、近くに自宅を建築するため、申請があったものであります。議案案内図につきましては、1ページと2ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市大字下花輪にお住いの方です。申請がありました土地は、流山市下花輪の畑1筆、転用面積は565平方メートルです。申請事由ですが、権利者は、現在住んでいる自宅が新流山橋の収用事業の対象となったことから、今回、住宅建築の申請がなされたものであります。議案案内図につきましては、3ページと4ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の3番の権利者は、流山市前ヶ崎に住所を有する法人です。申請がありました土地は、流山市前ヶ崎の畑1筆、転用面積は365平方メートルです。申請事由ですが、権利者は、現在、建物解体業を営っていますが、事業の拡大に伴い、駐車場が手狭になってきたことから、今回、申請がなされたものであります。議案案内図につきましては、5ページと6ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 今月は、委員長に代わりまして、副委員長である私からご報告をさせていただきます。

議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものは3件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武線運河駅の南西約1.1キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は使用貸借でございまして、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。権利者は、柏市松葉町にお住まいの方で、年齢は65歳です。

申請理由については、高齢の親の介護のため、近隣に住居を構えたいことから申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。軽量鉄骨造2階建ての個人住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、コンクリートブロックを2から3段で区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策につい

ては、雨水は浸透柵に集水し、既設排水管に放流とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理し、排水管と合流させるとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は道路を挟んで住宅地、他3方向は農地となっております。

次に、資金計画ですが、建設費が約4,500万円で、全額配偶者からの借入金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書及び配偶者の承諾書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、2番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、流山線流山駅の北約1.2キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買でございます、転用目的は専用住宅を建設しようとするものでございます。

権利者は、流山市下花輪にお住まいの方で、年齢は63歳と69歳のご夫婦です。

申請理由については、現在の自宅が新流山橋建設の為に収用対象となり、自宅周辺の土地を探していたところ、譲ってもらえることとなり、移転先として住宅を建築するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。鉄骨造2階建ての専用住宅を建築する計画です。土砂等の流出対策については、隣接する農地はありませんが、道路との境界には柵を設け流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は浸透柵に集水し、既設U字溝に排水、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理した上、既設のU字溝に排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側と南側はそれぞれ道を挟んで農地となっており、東側は住宅及び道を挟んで流山排水機場用地、西側は江戸川の土手となっております。

次に、資金計画ですが、土地価格は約1,800万円で、建設費が約4,500万円で、全額収用による買取り代金で賄うとのことで、千葉県東葛飾土木事務所発行の収用証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、都市計画法及び河川法が該当し、現在手続き中です。

次に、3番についてご報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の東約1.7キロメートルに位置し、市街地に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買でございまして、転用目的は駐車場を整備しようとするものでございます。

権利者は、流山市前ヶ崎に本店を置く株式会社で、平成3年に設立されています。事業内容は、建物解体工事等で、ここ3年間の年商は14億円前後で推移しているということです。

申請理由については、既存の駐車場及び資材置場が手狭なことから、拡張するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。砂利敷き駐車場9台分とする計画です。土砂等の流出対策については、周囲をブロック及びフェンスで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、南側は道路を挟んで権利者の本社、東側は権利者の既存資材置場兼駐車場となっており、その他は畑となっております。

次に、資金計画ですが、土地価格は約770万円で、整備費が約250万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

次に、駐車する車両の種類について聞いたところ、自社所有の車両のうち、中型までの車を置く予定であるとのこと、通勤車両の入れ替えで利用することから、昼間は従業員の通勤車両が置かれている状況となるとのことでした。

また、既存駐車場が過密であると見受けられたことから、これだけの駐車場で足りるのか聞いたところ、まだ不足しており、将来的には更に拡張したく、所有者との交渉中とのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、議案第28号に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

9番(中村委員) 今の御説明で2点目について、ちょっと確認の意味なんですけど、排水機場ですよね。前が東葛病院という位置づけでよろしいですよね。

小倉副委員長 はい。

9番(中村委員) 担当委員会は御存じでしょうけど、他の委員会は場所がわかるのか

なと思ひまして。説明の中で三郷流山新橋の関係ということで、申請関係人は消防本部ありますよね、マックがあってその突き当りの方の代替ではないのかなと思うんです。その確認です。

小倉副委員長 はい。

9番(中村委員) 所有者については、名前は伏せておられますけどその方かなと、確認の意味で。

小倉副委員長 はい。その方です。

9番(中村委員) その手前は水道管理者の自宅がそこにあるのかなと。担当委員会の皆さんは現地見てるからわかっているんでしょうけど、私は身近ですからわかるんですけど、あそこで間違いはないのかなと。

小倉副委員長 間違いありません。

7番(秋元委員) 西側は土手ということですけど、土手から何メートルという基準みたいなのは無いんですか。家建てるのに。

大作委員長 西側が国土交通省の河川用地なんですよ。河川法上、工作物は置けませんけど、建築は可能なんです。もちろん、申請者は国土交通省の事務所と協議をする、してるのか、それはわかりませんが。

1番(小田桐委員) してます。

大作委員長 高い木はいけならしいです。河川法の関係で、土手が増水する可能性があるからだめだということで、建築については可能です。

9番(中村委員) 3番目、解体業者というのは さんでよろしいですか。

小倉副委員長 はい。そうです。

10番(小嶋委員) 隣の空いているところも義務者の土地なんですか。

1番(小田桐委員) 今回は義務者一人です。隣は違います。複数の方がいます。義務者も持ってますけど、他の人も持ってます。

9番(中村委員) Y字路の角がラーメン屋さんですか。

1番(小田桐委員) ここがラーメン屋さんです。

9番(中村委員) 名都借へ抜けるところですよ。

1番(小田桐委員) そうです。

9番(中村委員) その並びがコンビニ。それで昨年建てた資材置場が同じ所有者と。

1番(小田桐委員) そうですね。

一応、他の地権者にも、義務者持っている土地も、将来的にはもっと広げると。今回契約が落ち着いたのが、この部分だけです。

9番(中村委員) 将来話を進めていくのはその上ですよ。

1番(小田桐委員) はい。この辺も含めて広げていきたいということでした。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第28号について、原案のとおり許可することに、賛

成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第28号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第29号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成29年5月25日提出

議案の1番と2番は関連がありますので、一括して説明いたします。

権利者は、東京都台東区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市南の畑1筆、転用面積は333平方メートル、流山市桐ヶ谷の畑3筆、転用面積は2,916平方メートルです。

申請事由ですが、権利者は、現在、流山インター周辺で物流倉庫の建設を行っておりますが、仮設の現場事務所及び工事関係者用の駐車場が必要なことから、申請がなされたものであります。

この一時転用の期間については、平成31年3月末日までの予定であります。

議案案内図につきましては、7ページから10ページにございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」について御報告いたします。

今月の案件は、一時転用によるものが2件ですが、関連がありますので一括してご報告いたします。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からヒアリングを行っております。

はじめに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。東武線初石駅の西約1.5キロメートルに位置し、常磐自動車道流山インターの出入り口から300メートル以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は、GLP流山プロジェクトに関連し、



仮設事務所を整備するものでございます。

権利者は、東京都台東区に本店を置く株式会社で、昭和47年に設立されております。

事業内容としては、主に建設業を行っているということでございます。なお、現在申請地の隣接地で工事中の倉庫の施工業者です。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。軽量鉄骨造2階建ての仮設事務所を設置する計画です。土砂等の流出対策については、フェンスバリケード又はフラットパネルで区画し流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽により処理した上、既設側溝に放流するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、西側は建設現場、その他は山林となっております。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額6万円で、整備費が1,700万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

申請地の北に既に流通施設工事の現場事務所があることから、まだ必要なか確認したところ、当該倉庫は3棟予定されており、それぞれで施工業者が異なることから、各施工業者ごとに現場事務所が必要であるとのことでした。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武線初石駅の西約1.3キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は、GLP流山プロジェクトに関連し、工事関係者用駐車場を整備するものでございます。

権利者は、1番の権利者と同一です。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。砂利シートを敷設した上に砕石を敷き、駐車場とする計画です。また、北側農地所有者からの要望により、トラクター用の通路を設ける計画となっております。土砂等の流出対策については、周囲を1メートルセットバックした上でガードフェンスを設置し、周囲を素掘りの側溝で囲むことで流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側は洗車場及び畑、東側は宅地、西側は県道、南側は常磐道となっております。

次に、資金計画ですが、土地賃料は月額53万円で、整備費が約1,900万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

駐車場については、これまで工事が進んでいる中で、なぜ今必要なか確認したところ、工事中の施設は全部で3棟の計画であり、これまでは1棟の敷地に車を置いて残りの2棟を工事していたが、これから最後の3棟目にも着手することから、置場が

不足することとなったとのことでした。

また、現場の規模に対してこれだけの台数で足りるのか確認したところ、あくまでここに置くのが101台であり、現場の中にも置くとのことでした。

1番、2番とも、他法令につきましては、該当はありません。

また、1番申請地において申請地南側道路から西側道路に出る際の見通しに影響が出るため、ヒアリングの際には安全対策を講ずることを要望し、角の鋼板は透明なものに変更するとの回答をいただきました。

また、2番申請地から工事現場まではそれなりに距離があり、途中県道を通ることから、会社として各作業員に対し交通マナーの順守を求めるよう依頼しました。

また、2番申請地につきましては、車両出入りの際の安全対策及び夜間等の防犯対策の観点から、出入り口の施錠の徹底についても、依頼したところであります。

なお、事業規模が大きいことから、自治会などとも十分連携するよう要望したところ、南自治会長には既に話しているとのことでした。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、一時転用の妥当性、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

中里主事 ただ今副委員長からのご報告にございました指摘事項についてですが、前方のスライドに掲示してある通り回答がございましたので、ご紹介いたします。

全文を読み上げると長くなってしまうため、要約させていただきます。

まず、仮設事務所の安全対策関係についてでございますが、ご報告にあった透明パネルの他、隅切りを取ることを検討するとのこと、スライドの位置に仮設照明を設置するとのこと、ございました。

次に、交通マナーの関係でございますが、スライドに掲載したルートを徹底するよう、駐車場内に掲示し、各社にも送り出し教育の徹底を図るとのこと、ございました。

次に、駐車場の夜間防犯対策の関係でございますが、出入り口にゲートを取り付け、南京錠やダイヤル式ワイヤーロックにて対応するのとこと、さらにスライドの位置に夜間照明を設置するとのこと、ございました。

回答については、以上でございます。

水代議長 ありがとうございます。

これより、議案第29号に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

4番(酒巻委員) 今、小倉副委員長から自治会長の方には連絡してあるということだ

ったのですが、私自治会長やっているのですが、話ございません。  
大作委員長 三郷自治会と取ったのですが、三郷自治会とは協議済みとは言って  
いたんですよ。勘違いかなと思うのですが。

4番(酒巻委員) 駐車場は三郷自治会の区域ですが、事務所は完全に南です。

9番(中村委員) いわゆる南T字路と言われるところがあって、神社があって、そこか  
ら一本入ると馬の坂と書いて馬坂という坂があるのですが、ここが事務所の建設用地  
ですよ。ここから南自治会ですよ。

4番(酒巻委員) 歩道橋あるところまでが南自治会。

9番(中村委員) ちょうど境なんですよ。駐車場があるのはその南。

8番(山崎委員) たぶん、委員長が説明したのは2番の方なので、事務局で確認し  
たときに南と三郷間違っちゃったんじゃないでしょうか。

秋元次長 事務局では南自治会と聞いておりましたが、業者の方で三郷自治会と勘  
違いしたのかと思います。

南自治会長と話をしていないということについては、事務局より指導させていただきます。

4番(酒巻委員) 今までやってきて、話来てないっていうのは初めてです。

水代議長 今のは三郷で、1番が南であるならば、南の方の指導をしてください。

それではよろしいのではないのでしょうか。

10番(小嶋委員) 駐車場から事務所まで歩いたらどのくらいかかりますか。

小倉副委員長 300メートルくらいです。

9番(中村委員) もっとあります。それは直線距離で、1キロはあります。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第29号について、原案のとおり許可することに、賛  
成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第29号については、原案のとおり、許可するこ  
とに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題とい  
たします。

事務局より議案の説明を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第30号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成29年5月25日提出

議案の1番の権利者は、流山市野々下にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は、賃貸借です。対象となる農地は、流山市芝崎にあります現況畑1筆、面積は1,021平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年6月から平成39年6月までの10年間です。本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の2番の権利者は、千葉県富里市に住所を有する法人です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります畑1筆で、面積は4,000平方メートルです。利用権の設定期間は、新規によるもので、本年6月から平成35年6月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、12ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案の3番の権利者は、流山市大字平方村新田にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆、面積は950平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年6月から平成35年6月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、13ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の4番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市西深井にあります田1筆で、面積は991平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年6月から平成35年6月までの6年間です。本件の議案案内図につきましては、14ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書の5ページをご覧ください。

議案の5番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は兼業農家の方です。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあります田1筆及び畑4筆で、合計面積は2,591平方メートルです。利用権の設定期間は更新によるもので、本年6月から平成32年6月までの3年間です。本件の議案案内図につきましては、15ページと16ページにございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

以上、今月の農用地利用集積計画は、新規が2件、更新が3件の合計5件であります。

ご説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小倉副委員長。

小倉副委員長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が3件であります。

はじめに、新規の案件でございます。

1番ですが本件については、新たに10年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は36歳でございます。農業従事者は1名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、写真のとおりで、雑草が繁茂している状態でした。

2番ですが本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者は富里市の農地所有適格法人でございます。農業従事者は10名で、農業従事日数は250日であります。次に、申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件でございます。

3番ですが本件については、相手を変更して6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は64歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は250日であります。次に、申請地につきましては、写真のとおりで、田植済みの状態でした。

4番ですが本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は農業で年齢は75歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。次に、申請地につきましては、写真のとおりで、田植済みの状態でした。

5番ですが本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。最初に、権利者の職業は兼農で年齢は58歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は160日であります。次に、申請地につきましては、写真のとおりで、田は田植済み、畑は耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第30号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第31号「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の7ページをお開きください。

議案第31号

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

平成29年5月25日提出

本案につきましては、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委員会活動の点検評価及び活動計画を作成するものであります。

また、本案の策定につきましては、去る4月25日と本日の総会開催前の2回にわたりまして、総合農政検討委員会を開催し、平成28年度の点検評価(案)と平成29年度の活動計画(案)についてご検討をいただき、その原案を策定していただいたものでございます。

次に、原案の内容につきましては、事前にお手元に配布させていただきました別紙資料をご覧くださいと存じますが、この原案につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては、省略させていただきます、ここでは概要について申し上げさせていただきますと思います。

別紙資料の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」をご覧くださいと存じます。

この資料は、大きく分けて三つの項目に分かれており、1つ目の項目は、1ページから5ページになります「法令事務に関する点検」、2つ目の項目は、6・7ページになります「遊休農地に関する措置に関する評価」、3つ目の項目は、8ページから10ページになります「促進等事務に関する評価」であります。

それでは、最初に1ページをご覧くださいと存じます。

の「法令事務に関する点検」についてですが、これは農業委員会の判断の透明性や公平性について点検を行うものであります。

1ページは、総会開催日の周知は図られているのか、議事録は正確に作成されているのか、また、情報公開は図られているのか、などを点検するものであります。

2ページから4ページにつきましては、農地法に基づく事務について、公平、適正に事務が行われていたか、などを点検するものであります。

の「法令事務に関する点検」で、5ページにあります「地域の農業者等から意見等」の「情報の提供等」の項目について、その意見である「総会の議事録については、総会の翌月に公開してほしい。」と記載させて頂きました。その他については、意見はございませんでしたので、それぞれの欄に「なし」と記載をさせて頂きました。

次に、6ページをお開きいただきたいと存じます。

の「遊休農地に関する措置に関する評価」につきましては、遊休農地の利用状況調査の活動実績について、評価を行うものであります。

次に、8ページをお開きいただきたいと存じます。

の「促進等事務に関する評価」につきましては、認定農業者、利用集積、違反転用の取り組みについて、評価を行うものであります。

続きまして、別紙資料の「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧いただきたいと存じます。

1ページの「農業委員会の状況」の欄の「農家・農地等の概要」は、農林業センサス等に基づき記載をさせて頂きました。

「農業委員会の体制」につきましては、旧制度に基づくものとして現体制を記載させて頂きました。

2ページをお開きいただきたいと存じます。

「担い手への農地の利用集積・集約化」の課題として、「農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標集積面積は、「4.49ha」。活動計画は、「ホームページ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。農地の相続取得に伴う届出者からの貸付可能農地の情報をもとにあっせん活動を行う。」と記載をさせて頂きました。

の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな農地の取得等が難しい状況にある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、参入目標数は、「2経営体」。活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載をさせて頂きました。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

「遊休農地に関する措置」についてですが、課題として、「利用状況調査により新たに把握した遊休農地について、継続的な指導等に努めるとともに、遊休農地発生未然防止策として、所有者への啓発が必要である。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、目標解消面積は、「0.5ha」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載させて頂きました。

の「違反転用への適正な対応」についてですが、課題として、「違反転用事案については、権利関係が事業者に移転されている場合が多いことなどから、是正が困難な事例が多い。」と記載をさせて頂きました。

その課題を受け、活動計画は、「小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。市広報紙等に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。農地違反転用対策委員会等において、必要な是正指導を行う。」と記載をさせて頂きました。

最後になりますが、本日、ご承認を頂けました際には、市のホームページに、掲載をして参りたいと考えております。

本案のご説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 それでは、総合農政検討委員会の委員長報告を行います。

議案第31号『平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定』につきまして、御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、まとめさせていただき、本日総合農政検討委員会で全会一致で、今日ご提案させていただいている最終版として、なっております。

どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第31号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第31号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第32号「農地取得下限面積の修正の必要性について」を議題といたします。



議案の説明を求めます。田村次長補佐。  
田村次長補佐 議案書の8ページをお開きください。  
議案第32号

#### 農地取得下限面積の修正の必要性について

農地法第3条第2項第5号に係る別段面積については、次の理由により修正を行わないものとする。

平成29年5月25日提出

1、農地法施行規則第17条第1項関係において、2015年農林業センサス確定値では、市内において30アール未満の農地を耕作の事業に供している農家数が、その総数のおおむね40%を下回っていない。

2、農地法施行規則第17条第2項関係において、農地の利用集積や担い手の育成が進みつつある。また、遊休農地面積が農地面積の約0.8%と低い現状である。

本案につきましては、現在、流山市の農地取得下限面積は、30アールと設定しております。

農林水産省からの通知、「農業委員会の適正な事務実施について」におきましては、農地法第3条申請の際の許可基準の一つとなっております下限面積の設定について、修正の必要があるかないかの検討を毎年行うこととされております。

このため、本案につきましても本日の総会前に、総合農政検討委員会においてご検討いただきましたので、本日ご提案するものでございます。

次にこの下限面積の検討に当たりましては、農地法施行規則第17条第1項と第2項の二つの関係をもって、検討することとされております。

一つ目の農地法施行規則第17条第1項の関係につきましては、農業委員会が定める別段の面積は、耕作面積別の農家数が、農家全体の総数のおおむね100分の40を下回らないように算定することとされております。

このことから、ここでは本市の耕作面積別の農家数を比較し、全体の40%のラインを見て、下限面積を検討していただきました。

次に、二つ目の農地法施行規則第17条第2項の要件ですが、新規就農を促進する観点から、遊休農地が相当程度存在し、下限面積未満の農家が増加することによって、農地の利用の確保に支障がない場合は、適当な面積を定めることができる、とされております。

また、国の処理基準の中では、高齢化などにより農地の遊休化が深刻な状況にあり、下限面積を弾力化して新規就農等を促進しなければ、農地の保全及び有効利用が図られない場合は、この規定を適用することができると定められておりますことから、ここでは遊休農地の割合などを勘案し、検討をしていただきました。

平成28年度の利用状況調査において、調査対象面積約441ヘクタールに対して、遊休農地の面積が3.6ヘクタールであり、全体の約0.8%と低い状態でありました。

最後になりますが、本日も承認をいただきましたら、今後、市のホームページ等で周知を図って参りたいと考えております。

ご説明につきましては以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。小田桐委員長。

小田桐委員長 それでは、議案第32号『農地取得下限面積の修正の必要性について』、審議の経過と結果について、御報告いたします。

本案について審議すべき案件について、先ほど事務局の説明があったとおりです。

そこで、農地法施行規則第17条第1項、第2項に基づき、審議いたしました。

まず、第17条第1項に関する事項におきましては、お配りしております資料のとおり、2015年世界農林業センサスで、流山市農家戸数574戸のうち、30アール未満の農家数が310戸、54パーセントであることから、基準である40パーセントを下回らない状況であることを確認しました。

次に、第17条第2項では、平成28年度の利用状況調査において、調査対象面積約441ヘクタールに対し、遊休農地の面積が3.6ヘクタールで、全体の約0.8パーセントと低い状態であることも確認をしました。

よって、農地法第3条第2項第5号に係る下限面積につきましては、現在の30アールのままで各要件を満たしていることを確認をし、それをもって修正を行わないことを決定いたしました。

以上で、ご報告を終わります。慎重審議お願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

事務局に確認ですが、農業センサスの0.0～0.3というのは、ヘクタールでいいですか。

田村次長補佐 そうです。

水代議長 単位を書いておかないとわかりません。

小田桐委員長 申し訳ありません。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。議案第32号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第32号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。ありがとうございました。

水代議長 次に、報告第13号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求

めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。

報告第13号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成29年5月25日報告

報告の1番につきましては、本年1月の総会で審議がなされ、同年1月27日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましては、先月17日に、山崎委員と大作委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の17ページと18ページにございます。

報告の2番につきましては、平成27年11月の総会で審議がなされ、同年の12月16日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましても、先月17日に、山崎委員と大作委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の19ページと20ページにございます。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、以上の2件です。

よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第14号「専決処理の報告について」報告を求めます。秋元次長。

秋元次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第14号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年5月25日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の農地法第4条の届出のご報告は4件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が4件でした。

今月の4条届出の合計は、以上4件、5筆、1,349平方メートルで、地目別の内訳

では、田が2筆、399平方メートル、畑が3筆、950平方メートルでした。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告はマンションの区分所有を除きますと32件、マンションの区分所有を含めると全体で43件、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が35件、使用貸借が5件、賃借権が2件、交換が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が39件、店舗及び公衆用道路が各2件でした。

今月の5条届出の合計は、以上43件、473筆、227,987.71平方メートルで、地目別の内訳では、田が271筆、143,561.44平方メートル、畑が202筆、84,426.27平方メートルでした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時12分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年5月25日

流山市農業委員会会長 ..... 水代 啓司 .....

流山市農業委員会委員 ..... 大作 榮 .....

流山市農業委員会委員 ..... 豊島 啓行 .....